

令和5年 第5回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和5年5月11日(木)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階中会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和5年5月11日(木) 午後1時25分		
	閉 議	令和5年5月11日(木) 午後1時57分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	山口 由美子	教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第4回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第4号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（時津町B&G海洋センター運営委員会委員の委嘱について）

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（時津町就学支援委員会委員の委嘱について）

議案第30号 時津町立小中学校管理規則の一部を改正する規則

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和5年第5回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第4回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第4回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和5年第4回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和5年第4回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和5年4月24日から令和5年5月11日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第4号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第4号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（時津町B&G海洋センター運営委員会委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きますので、日程第4、議案の審議を行います。

議案第28号、専決処分の承認を求めることについて（時津町B&G海洋センター運営委員会委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第28号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第28号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本議案は、時津町B&G海洋センター運営委員会委員の委嘱について、専決処分をいたしましたので、承認を求めるものでございます。

時津町B&G海洋センター運営委員会委員につきましては、同運営委員会規則により、令和5年4月1日から2年間を任期として、スポーツ推進委員会をはじめ町内各種団体から推薦された委員9名で組織することとなっております。

各団体に対しましては本年2月から推薦書の提出依頼を行い、3月中旬までに推薦をいただきました2名の委員の委嘱につきましては、すでに3月22日に開催された教育委員会におきまして議決をいただいたところです。

残り7名の委員につきましては、推薦書が5月1日出そろいましたので、専決処分を行ったものでございます。

今回、専決処分の承認を求める委員につきましては、別紙専決処分書をご覧いただきたいと思います。

番号が1番のスポーツ推進委員会代表「川頭 公（かわがしら ただし）」さん、2番シ

ニアクラブ連合会代表「中山 明美（なかやま あけみ）」さん、3番女性団体連絡協議会代表「坂本 恵美子（さかもと えみこ）」さん、4番町内中学校代表「吉尾 直樹（よしお なおき）鳴北中学校校長」、5番町内小学校代表「白浜 弘康（しらはま ひろやす）時津北小学校校長」、6番PTA連合会代表「木村 凌（きむら りょう）」さん、7番自治公民館連絡協議会代表「中野 常敏（なかの つねとし）」さん、以上7名の方でございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

時津町B&G海洋センター運営委員会の開催頻度と、どういった話し合いをされているのか教えてください。

○ 大工園社会教育課長

時津町B&G海洋センター運営委員会は年2回開催され、時津町B&G海洋センターの年間事業の計画や実績報告内容について委員の皆様にご意見をいただいております。

○ 宮原教育委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第28号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて（時津町B&G海洋センター運営委員会委員の委嘱について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（時津町就学支援委員会委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて（時津町就学支援委員会委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第29号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第29号、専決処分の承認を求めることについて（時津町就学支援委員会委員の委嘱について）ご説明いたします。

本件の時津町就学支援委員会委員につきましては、令和5年3月31日の任期満了に伴い、令和5年4月1日で新たに委嘱する必要が生じましたが、教育委員会を招集する暇がありませんでしたので、同日付けで専決処分をさせていただいております。

本議案は、同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものであります。

資料「令和5年度 時津町就学支援委員会」の一覧をご覧ください。

「森 秀樹（もり ひでき）」氏他19名の方に、令和5年4月1日から令和6年3月31日を任期として委員を委嘱いたすものです。今回の委嘱にあたりましては、5名の方を新たに選任いたしております。

新たに選任されたのは、時津町就学支援委員会条例第3条第2項第1号委員の学識経験者として、「長崎県立鶴南特別支援学校時津分校教頭 宮尾 尚樹（みやお なおき）」氏、時津町就学支援委員会条例第3条第2項第3号委員の町立小中学校関係者として、「時津小学校長 森内 秀学（もりうち ひでたか）」氏、「時津中学校校長 小河原 浩（おがはら ひろし）」氏、「鳴北中学校特別支援教育コーディネーター 三浦 梨沙（みうら りさ）」氏、「時津中学校養護教諭 林田 妙子（はやしだ たえこ）」氏の以上の方々でございます。

以上で議案第29号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 川崎教育委員

就学支援委員会には、常に20人で行われていますか。

○ 山口学校教育相談員

日程等が合わない時がありますが、ほぼ20名で行っています。

○ 川崎教育委員

時津東小学校には、特別支援教育コーディネーターはいらっしゃらないのですか。

○ 山口学校教育相談員

時津東小学校の特別支援教育コーディネーターは、指導教諭が兼務しております。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第29号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて(時津町就学支援委員会委員の委嘱について)の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第30号 時津町立小中学校管理規則の一部を改正する規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第30号、時津町立小中学校管理規則の一部を改正する規則の件を議題とします。

議案第30号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

それでは、議案第30号、時津町立小中学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

中学校の部活動については、国が進める学校の働き方改革を踏まえ、本町においても休日の部活動を令和7年度末までの3年間で「学校部活動」から「地域クラブ活動」へ段階的に移行させることを目指しています。

休日に活動する「地域クラブ活動」には、希望しない教員は従事しませんが、引き続き従事を希望する教員については、学校以外の主体である地域団体等の業務に従事することとなり校長管理下から外れるため、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可または承認が必要となることから、小中学校管理規則の一部を改正するものです。主な改正の内容としましては、新たに「兼職及び兼業の許可」として第15条の3を加え、併せて申請書である様式第1号「兼職等承認・営利企業等従事許可申請書」を追加するものです。

ボランティアの方は必要ありませんが、営利企業等に従事すると報酬が発生するため、許可書を出して許可することになります。また、平日は時間外扱いとなるため、ガイドラインを作成し、月当たり45時間(週11時間)に抑え、休日の大会に従事した場合は、次の週に休んでもらうこととしております。

以上で議案第30号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 吉田教育委員

いつから実施となりますか。

○ 廣瀬学校教育課長

施行日は、公布の日からとしておりますので、今回の教育委員会で承認いただければ公布し適用となります。

現在、時津中学校と鳴北中学校の女子バスケット部が合同のクラブチームとして活動しており、中学校の教員が指導しております。そこが地域クラブと認められた場合該当となります。今後は運動部だけではなく、文化部も移行を予定しております。

○ 川崎教育委員

移行は、いつごろになりますか。

○ 廣瀬学校教育課長

令和7年度末までにとしており、クラブ毎に移行するための検討委員会を起ち上げます。

また、今年度の中総体以降から、保護者または外部指導者で指導し、休日の部活動には原則教員は立ち会わないこととします。

○ 川崎教育委員

外部指導者がいないときは、どうなりますか。

○ 廣瀬学校教育課長

保護者が、立ち会い見守ることになります。

○ 大工園社会教育課長

外部指導員がいないところは、社会教育関係団体やスポーツ協会等と連携し、指導者を探すこととしております。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第30号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第30号、時津町立小中学校管理規則の一部を改正する規則の件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第5回時津町教育委員会会議を閉会します。